

## 国内経済要録

### ◇都銀等新型の期日指定定期預金を創設

都銀、地銀、相銀、信金、信組、労金、農・漁協の各金融機関は、5月11日、大蔵省等所管庁に対し、6月1日以降新型の期日指定定期預金の取扱いを開始する旨の届出を行った。本預金の概要は次のとおり。

商品名	新型の期日指定定期預金
販売対象・預入限度	個人のマル優適用分に限定
預入期間	3年以内(ただし据置期間1年)
払出方法	据置期間経過後、1か月以上前の期日指定により払出し可能 ——支払期日は期日指定によって確定
金利	払出しまでの預入期間に応じ定期預金金利を適用(現行、預入期間1年以上2年未満6.25%、同2年以上6.5%)
付利方法	1年複利計算による利息を元本の払出し時に支払い
税務上の取扱い	当初預入限度額方式(預入元本方式)

### ◇信託銀行各行、新型の貸付信託を創設

信託銀行各行は、5月18日、新型の貸付信託(商品名「貸付信託<収益満期受取型>」)の創設を発表、6月6日より取扱いを開始した。本商品の概要は右表のとおり。

商品名	貸付信託(収益満期受取型)
販売対象・信託限度	個人のマル優適用分に限定
信託期間	2年または5年(既存の貸付信託と同じ)
予想配当率	2年もの、5年もの各既存の貸付信託と同じ予想配当率を適用(現行、期間2年もの6.7%、同5年もの7.62%) 収益金についても貸付信託予想配当率を適用
配当支払い方法	半年複利計算による収益を元本償還時に一括支払い
買取(換金)方法	設定日から1年経過後は、理論価格(元本+既経過収益相当額)から買取割引額を差引いた金額で買取 買取割引額は期間2年もので元本1万円につき50円、期間5年もので同205円
税制上の取扱い	当初信託限度額方式

### ◇通産省、昭和56～60年度の石油供給計画を発表

通産省は、5月27日、昭和56～60年度の石油供給計画を策定した。同計画の概要は次のとおり(下表参照)。

- (1) 昭和56年度の原油輸入量は256百万kl程度、対前年度比101.9%を見込んでいる。石油製品輸入等を考慮した石油全体の輸入量(原油換算)は、289百万kl(498万バレル/日)程度、対前年度比101.9%程度となる。
- (2) 昭和56年度の石油内需要見込みは、実質経済成長率5.3%、鉱工業生産指数伸び率5.3%等の政府経済見通しを前提に、2,500万klの石油消費節減を織り込んだ

### 石油製品(燃料油)内需見通し等

(単位・百万kl、%)

	54年度実績	55年度実績見込	56年度計画	57年度計画	58年度計画	59年度計画	60年度計画	56/55	60/55
原油輸入	277	251	256	266	273	279	284	101.9	2.5
(参考)原油換算石油輸入	317	283	289	302	312	322	331	101.9	3.2
同上換算(万B/D)	545	488	498	521	536	554	571		
石油製品(燃料油)内需	233	210	210	219	226	231	236	100.1	2.4
(参考)原油換算石油内需	292	262	268	280	289	296	305	102.3	3.1

ものとした。

- (3) ① 昭和57～60年度までの石油製品需要については、中間留分の需要は引続き堅調である一方、C重油の伸びがしだいに低下するものと見込まれており、中間留分増産型の重質油対策技術の開発を急ぐことが必要と考えられる。なお、LPガス輸入量は、昭和60年度18百万トンを見込んでいる。
- ② 昭和57～60年度までの原油輸入量は、「それぞれ266百万kl、273百万kl、279百万kl、284百万kl」と見込んでいる。この結果、石油製品輸入等を考慮した昭和60年度の石油全体の輸入量(原油換算)は、331百万kl(571万バレル/日)程度となり、わが国が東京サミット、IEA閣僚理事会において国際的にコミットした昭和60年石油輸入目標630万バレル/日を大幅に下回ることとなる。これは、IEA加盟国全体として既存の昭和60年(1985年)の石油輸入目標を相当程度下回るべきであるとの、昨年5月のIEA閣僚理事会における合意にも沿うものと考えられる。
- (4) なお、この供給計画で見込まれている石油の輸入に当たっては、国際石油市場に悪影響を与えることのないよう価格等の取引条件に十分配慮するものとしている。

また、国家備蓄については、国際石油情勢等を考慮しつつ、これを着実に推進するものとする。

#### ◇新銀行法、参院本会議で可決成立

銀行法改正案は、5月25日、参院本会議で可決成立した。銀行法は昭和2年に制定されて以来、54年ぶりの改正。その改正銀行法の主要条文は次のとおり。

(目的)

第1条 この法律は、銀行の業務の公共性にかんがみ、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るため、銀行の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 この法律の運用に当たっては、銀行の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 銀行は、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 預金又は定期積金の受入れ
- 二 資金の貸付又は手形の割引
- 三 為替取引

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる

業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

- 一 債務の保証又は手形の引受け
- 二 有価証券の売買(投資の目的をもってするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。)
- 三 有価証券の貸付け
- 四 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この条及び次条において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。 )又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
- 五 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡
- 六 地方債又は社債その他の債券の募集の受託
- 七 銀行その他金融業を行う者の業務の代理(大蔵省令で定めるものに限る。)
- 八 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 九 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
- 十 両替

3 前項第四号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

第11条 銀行は、前条の規定により営む業務のほか、同条第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(同条第二項の規定により営む業務を除く。)を営むことができる。

(同一人に対する信用の供与)

第13条 銀行の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。)は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下のこの条において「信用供与限度額」という。)を超えてしてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして

政令で定める信用の供与については、適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(休日及び営業時間)

第15条 銀行の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

(営業年度)

第17条 銀行の営業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(貸借対照表等の公告)

第20条 銀行は、営業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、大蔵大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第21条 銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(外国銀行支店の免許等)

第47条 外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者(銀行等を除く。以下「外国銀行」という。)が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、大蔵省令で定めるところにより、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、第4条第1項の大蔵大臣の免許を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第9条第1項及び第2項の規定は、公布の日から施行する。

(経理に関する経過措置等)

第9条 昭和56年4月から開始する銀行の営業年度については、大蔵大臣の定めるところにより、同月から昭

和57年3月までとすることができる。

#### ◇証券取引法改正案、参院本会議で可決成立

証券取引法改正案は、5月25日、参院本会議で可決成立した。今次改正された主要条文は次のとおり。

証券取引法の一部を改正する法律

証券取引法(昭和23年法律第25号)の一部を次のように改正する。

目次中「証券会社」を「証券会社等」に改める。

「第三章 証券会社」を「第三章 証券会社等」に改める。

第43条中「有価証券に関する業務」の下に「その他の証券業に関連する業務」を加える。

第64条の5を削る。

第65条の次に次の二条を加える。

第65条の2 銀行、信託会社その他政令で定める金融機関は、前条第2項に規定する国債証券、地方債証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券について第2条第8項各号に掲げる行為(前条第1項ただし書に該当する行為を除くものとし、第2条第8項第4号に掲げる行為にあっては、売出しの目的をもって行うものに限る。)のいずれかを営業として行おうとするときは、政令で定めるところにより、その行おうとする業務の内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第28条第2項、第29条及び第31条(第1号を除く。)の規定は、前項の認可について準用する。

前項に定めるもののほか、第35条第1項(第2号に限る。)、第38条及び第46条から第48条までの規定は、第1項の認可を受けた銀行、信託会社その他政令で定める金融機関(以下この条において「認可を受けた金融機関」という。)について、第50条の規定は、認可を受けた金融機関又はその役員若しくは使用人について準用する。

前2項の場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

大蔵大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、認可を受けた金融機関に対し第1項の認可に係る業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をして当該認可に係る業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。